

様式第1号(第5条関係)

鳩山町建設工事請負一般競争入札公告

鳩山町水道課告示第 2 号

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定及び鳩山町契約規則(昭和42年規則第34号。以下「契約規則」という。)第2条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年8月20日

鳩山町水道事業管理者
鳩山町長 小峰孝雄

記

1 入札対象工事

- (1) 工事名：東海道橋水管橋設置工事
- (2) 工事場所：鳩山町大字熊井地内
- (3) 工期：契約締結日から令和 2年 2月20日まで
- (4) 工事概要：ステンレス鋼管 口径150mm L=18.0m
硬質塩化ビニル管 口径150mm L=10.0m
不凍急速空気弁設置 口径25mm 1箇所
伸縮可撓管 口径150mm 2基
- (5) 支払条件：前払金 する(その額は、契約金額の40%以内の額とし、1万円未満の端数は切り捨てる。)部分払 しない

2 入札の場所及び日時

- (1) 入札場所：鳩山町役場301会議室
- (2) 日時：令和元年 9月20日(金)午前9時00分

3 入札に参加できる者の形態

単体企業とする

4 入札に参加する者に必要な資格

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から入札日までの期間において、鳩山町の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成30年告示第84号)に基づく入札参加停止の措置を受けていない者。
- (3) 平成31・32年度鳩山町指名競争入札参加資格者名簿に登載されている者。
- (4) (3)の名簿に登載された者で、公告日の前日において、東松山県土整備事務所管内に本店又は契約締結の権限を有する代理人を置く支店等を有する者。
- (5) 公告日現在有効な経営事項審査結果通知書の総合評定値が水道施設で650点以上

- の者。
- (6) 過去10年間に、本工事と規模を同じくする工事の施工実績のある者であること。
(証明できる書類等を提出すること。)
 - (7) 当該工事に(6)の施工管理実績を有する監理技術者又は主任技術者を建設業法に基づく所定の規定に従い専任で配置できる者。
 - (8) 落札決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合は契約を締結しないことがある。
 - (9) 公告日現在、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。
- 5 入札参加資格の有無の確認
- 入札に参加を希望する者は、参加資格等の有無を確認するために、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)に、一般競争入札参加資格等確認資料を添えて持参により提出し、入札参加資格の有無の確認を受けなければならない。
- (1) 確認申請書の提出
 - ア 提出先：鳩山町役場 水道課
 - イ 受付日：令和元年 8月20日(火)から令和元年 8月26日(月)まで
(土・日曜・祝日を除く。)
 - ウ 受付時刻：午前8時30分から午後5時00分まで(正午から午後1時までを除く。)
 - エ 提出部数：1部
 - (2) 確認申請書の受理
 - ア 入札参加資格の確認結果は、令和元年 8月28日(水)に郵便で通知する。
 - イ 受付の時点で明らかに入札参加資格がないと認められるときは、確認申請書を受理しない。
 - ウ 入札参加資格がない旨の確認通知には、その理由を示す。
- 6 入札参加資格の有無の再確認
- 入札参加資格がない旨の確認通知を受けた者は、令和元年 8月30日(金)までに鳩山町役場水道課へ入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。
- 7 設計図書等の貸出・返却
- 設計図書、参考内訳数量表、仕様書及び特記仕様書(以下「設計図書等」という。)の貸出・返却については、次のとおりとする。
- ア 期間：令和元年 8月30日(金)から令和元年 9月 5日(木)まで
(土・日曜・祝日を除く。)
午前8時30分から午後5時00分まで(正午から午後1時までを除く。)
 - イ 場所：鳩山町役場 水道課
 - ウ 貸出方法：CD-ROM貸出
 - エ その他：貸出に当たっては認め印を持参すること。
- 8 設計図書等に関する質問
- 入札参加者は、設計図書等に関し質問がある場合は、質問書を持参しなければならない。

- (1) 提出期間：令和元年 9月 5日(木)から令和元年 9月 9日(月)まで
(土・日曜・祝日を除く。)
午前8時30分から午後5時00分まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 提出場所：鳩山町役場 水道課
- (3) 質問に対する回答は、次のとおり配布する。
 - ア 配布場所：鳩山町役場 水道課
 - イ 配布期間：令和元年 9月13日(金)
午前8時30分から午後5時00分まで(正午から午後1時までを除く。)

9 現場説明会

開催しない。

10 入札保証金に関する事項

免除する。

11 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加資格者の確認
 - ア 入札参加資格がある旨の確認通知書を持参すること。
 - イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。
 - ウ 入札に参加する者の数が1人であるときは、入札を執行しない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。
- (2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 提出書類
 - ア 入札金額見積内訳書を、初度入札時に入札書とともに提出すること。
 - イ 代理人をして入札する場合は、委任状を提出すること。
 - ウ 落札者は、落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。
- (4) 入札回数
 - ア 再度入札は、1回までとする。
 - イ 初度入札に参加しない者は再度入札に、参加することができない。
- (5) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受けた後であっても、入札を辞退することができる。
- (6) 独占禁止法等関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に違反する行為を行ってはならない。
- (7) その他

- ア この公告に示す入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。
- イ 一度提出した入札書を書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- ウ 落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札者は、くじを辞退することはできない。

12 最低制限価格

設定しない。

13 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札者の押印のない入札書による入札
- (2) 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札
- (3) 押印された印影が明らかでない入札書による入札
- (4) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (5) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記載した事項が明らかでない入札書による入札
- (6) 代理人で委任状を提出しない者がした入札
- (7) 他人の代理を兼ねた者がした入札
- (8) 2通以上の入札書を提出した者がした入札又は2以上の者の代理をした者がした入札
- (9) 郵便、電報、電話及びファクシミリによる入札
- (10) 明らかに連合によると認められる入札
- (11) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (12) その他公告に示す事項に反した者がした入札

14 契約保証金

契約保証金については、契約規則第16条及び第17条に基づくものとする。

15 その他

- (1) 提出された確認申請書は返却しない。
- (2) 入札参加者は、入札後、この公告、設計図書等、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を、当該工事の現場に専任で配置すること。
- (4) 本工事は、「鳩山町建設工事における技術者の専任に係る取扱要領」の対象とする。
- (5) 本工事は、下記のいずれかの場合に「現場代理人に関する常駐規定の緩和について」の「兼務を認める工事」の対象とする。
 - (ア) 当初請負契約額が3千5百万円未満の工事の場合
 - (イ) 当初請負契約額が3千5百万円以上の工事は「鳩山町現場代理人の常駐事務緩和措置取扱要領」により、主任技術者の兼務が認められる場合
- (6) 現場代理人の現場に常駐を要しない期間又は工事着手日については、契約締結後に受注者は発注者と協議することができる。

16 問い合わせ

- (1) 問い合わせ先 鳩山町役場 水道課
- (2) 電話番号 049-296-1211(代) 内線172